

第70回福島県災害対策本部会議（概要）

災害対策本部総括班まとめ

- 1 日 時：平成23年4月4日（月） 10:05～10:30
- 2 場 所：災害対策本部・自治会館303号室
- 3 内 容：

（1）最新の被害状況について【災害対策本部より】

事務局：（第84報のとおり説明）

- ・前回と比べ、変化なし。
- ・なお、「3 避難の状況」について、今回から一次避難、二次避難それぞれの人数を記載している。

（2）モニタリング結果について

生活環境部次長（県民安全担当）：（別紙モニタリング1～3のとおり説明）

- ・数値は概ね横ばい傾向にある。

（3）福島県環境放射線モニタリング実施計画について

生活環境部長：別紙資料により説明

- ・現在、県で実施しているモニタリングの一環として、県内の小・中学校、幼稚園、保育所、養護学校の校庭・園庭において空間線量を測定しようとするものである。ただし、20km圏内は除く。4月5日から7日まで、場合によっては延長する。測定については、1,428地点を想定。これより減ることはないが、保育所の測定について、現在精査中であるため、数については、増加する可能性あり。本日中に対象数を定めて、明日から実施したい。実施体制については、1組、2名、20班編成、1班あたり30地点を測定予定。結果の公表については、測定結果判明まで時間を要するため、翌々日から随時公表できるよう努力したい。

（4）緊急時モニタリング検査結果について（福島県・野菜）について

農林水産部長：別紙資料により説明

- ・昨日、国が4月1日採取した菌床栽培及び露地栽培のキノコの結果を公表した。今回の調査については、しいたけ、ナメコなどハウス栽培のキノコ4品目、20点、露地栽培のシイタケ3点を加え、14の市町村で23の件数を分析している。

・キノコについては、暫定規制値が、セシウムの500 Bq/kgのみとなっていたが、3月29日付けで国からの事務連絡にて、ヨウ素が新たに、2,000 Bq/kgが適用になるとのことで、両方の規制値が適用されている。

・結果については、菌床・原木とも、ハウスで栽培されたものについては、すべて暫定規制値を下回っている。

・いわき市で栽培された露地ものの原木のシイタケについて、ヨウ素、セシウムともに暫定規制値を上回っている。なお、これらのシイタケについては、出荷前に放射線を確認したいとされていたため、出荷はされていない。

・いわき市についてだが、今回の結果を踏まえ、国が指示を示していないため、県の判断として、いわき市の露地栽培のシイタケの生産者に対し、当面、出荷を自粛するよう要請したところである。

・これまでの本県にける野菜等の放射線分析と出荷・摂取制限の経過についてだが、3月20日に原乳の検査結果が公表され、露地野菜の分析については、再度検査をすることになった。原子力発電所の事態が緊迫していたことから、3月20日は国の指示はなかったが、原乳と県内の露地野菜について、関係団体等を通じて、県として出荷の自粛を要請した。翌日、国の原子力災害対策本部長から、ホウレンソウとカキナ及び原乳について県内一円を対象に出荷制限をするよう指示があり、これに基づき、出荷の自粛を要請している。3月23日に県内の露地ものの野菜の検査結果が発表され、その数時間後、国の原子力災害対策本部長から、本県の野菜について、露地もの、施設の別を問うことなく、県内一円の出荷・摂取制限の指示がなされた。この国の指示に基づき、出荷・摂取制限を関係団体等に要請をしている。昨日は、国の指示がなかったため、県が自らの判断で、いわき市の露地栽培の原木シイタケの出荷自粛を関係団体へ要請をした。

・野菜等の検査結果が厚生労働省から公表される際、対応について国からの指示がないと、暫定規制値が超過したという事実だけが報道されてしまい、消費者にとっては不安が増大するおそれがある。また、生産者も出荷制限の措置を受けるのか分からないという状況におかれ、生産出荷体制が大きく混乱するというおそれもある。

・県としては、事実の公表と制限措置の指示については、同時期に行われるのが望ましいと考える。これについては、国の防災基本計画の原子力災害対策編では、飲食物の摂取制限について、「地方公共団体は、原子力安全委員会が定めた指針を踏まえた国の指導、助言及び指示に基づき、代替飲食物の

供給等に配慮しつつ、汚染食料品の出荷規制、飲食物の摂取制限等を実施するものとする」と定められ、国の指示により実施すると明記されている。

・一方、3月17日の厚生労働省の通知によると、食品衛生法に基づき都道府県知事が自らの判断で実施するような内容になっている。

・このことは、国の取扱いについて、齟齬があると考えため、国の正式な見解を早急に求めて参りたい。

知事：オフサイトセンターの方、厚生労働省の方はいるか。どちらが責任をもってやるのか。同じことを言って、すでに3週間を過ぎている。国は、数字だけ発表して、判断しろと言う。しっかりやってもらいたい。国は、本当に現場のことが分かっているのか。責任をもってやってほしい。

現地対策本部：

県の実情を踏まえて対応していく。

松本副知事：

この関連でマスメディアにお願いだが、あくまでも今回は、いわき市の露地栽培の原木のシイタケから検知されたものであり、ハウスものは対象になっていないため、このことについて、正確な情報提供をお願いしたい。

(5)「避難者入所者情報センター」情報の整備・利用状況について(第15報)

文化・スポーツ局長：別紙資料により説明

(6)二次避難の現状について

企業局長：資料なし

・4月1日から二次避難が始まっている。本日は、大熊町の2日目ということで、1,000人余りの人が若松、喜多方、裏磐梯方面へ移動している。双葉町については、猪苗代へ本日から移動する。葛尾村の方が、坂下、柳津方面に70名余り本日移動する。楢葉町の方で、自分で自家用車があるで移動できる方については、先行して昨日80名の方が移動している。

(7)緊急被ばくスクリーニングについて

保健福祉部長：別紙資料により説明

(8)「放射線に関する問い合わせ窓口」の利用状況について(第18報)

企画調整部長：別紙資料により説明

- ・問い合わせに内容については、健康に関する相談が多い。
- ・学校関係に関するもの、洗濯や子どもの外遊びに関するものが多い。
- ・車や身の回りのものを取りに行きたいとのことで、避難者に代わり自衛隊の方に取りにいく体制づくりをお願いしたいとの相談もあった。
- ・累積の被ばく線量についての問い合わせもあった。

(9)「農林水産業に関する相談窓口」の利用状況について

農林水産部長：別紙資料により説明

- ・相談内容については、出荷制限などにより資金繰りが厳しい、また、作付け相談に関するもの、風評被害に対する補償に関するものが多い。
- ・中には、風評被害に負けないで頑張りたいとの応援の内容もあった。

松本副知事：

- ・各市町村長から、国の話がなかなか伝わってこないとの意見がある。よろしくお願いしたい。

(10) 知事より

知 事：

- ・風評の被害については、皆さんがそれぞれ福島県を救おうという雰囲気があり、今の状況は、それぞれの努力の結果だと思う。
- ・毎日、局面が変わっているということを意識しながら、しっかり対応をお願いしたい。

2011-04-04 21:19 FROM ホウサイフシマ ケンヂョウ

TO トウセイシマ

P.02

第71回福島県災害対策本部会議（概要）

災害対策本部総括班まとめ

- 1 日 時：平成23年4月4日（月） 19:00～19:20
- 2 場 所：災害対策本部・自治会館303号室
- 3 内 容：

（1）最新の被害状況について【災害対策本部より】

事務局：（第85報のとおり説明）

- ・「6 その他」について、東北新幹線は那須塩原～福島が4月12日頃再開予定、磐越東線は船引～いわきが4月中旬頃に、水郡線の安積永盛～常陸大子が4月11日頃再開予定である。

- ・NTT回線は、津波被害地区及び第一原発から30km 圏内を除いてほとんど回復している。

（2）モニタリング結果について

生活環境部次長（県民安全担当）：（別紙モニタリング1～3のとおり説明）

- ・数値は概ね横ばい傾向にある。

（3）双葉郡7町村向け仮設住宅等の整備について

企業局長：別紙資料により説明

- ・双葉郡7町村から要請を受けていた応急仮設住宅および借り上げ民間住宅について、第1次分を決定した。今のところ7,099戸となっている。

- ・入居手続については、県が支援しながら双葉郡7町村で準備が整ったところから順次行っていく。

松本副知事：

- ・双葉郡7町村以外についても新地町、国見町など、順次着工をしているところであり、本日の資料とは別ということ。

（4）教育委員会の緊急要望について

教育長：別紙資料により説明

- ・本日、文部科学大臣に要望を別紙のとおり実施したい。

- ・59市町村教育委員会からの要望を集大成した形で実施するもの。

1 長期に及ぶ避難先における教育の確保

避難児童生徒が非常に多く県内を移動しており、それに要する経費へ

2011-04-04 21:19 FROM ホウワフアム ケンコウ2

TO トウセイワマ

P.03

の財政支援、通学手段の確保、高校での通信制による単位認定など弾力的な運用など。

2 学校給食の実施に向けた支援

学校給食施設の復旧に対する財政支援、給食用食材の確保に対する財政支援

3 第一原発事故に伴う影響への対応

学校教育活動にあたっての放射線の基準等の設定、放射線と健康に関する正しい教育及び広報の実施

(5) 水道水中の放射性物質検査結果について

保健福祉部長：別紙資料により説明

- ・4月3日採取した水道水の検査結果は、全て飲用基準を下回った。飯館村では念のため乳児への飲用制限措置を継続。
- ・会津地方、中通り・浜通り地方の水道水のモニタリング検査結果は、いずれも基準を下回った。

(6) 役場機能を移転した市町村への支援について

企業局長：資料なし

- ・役場機能を移転した双葉地方8町村については、仮役場の場所が決定した。本格的に役場機能を回復するため、県も支援員を派遣しているところであるが、これから出てくるであろう問題にきめ細かく対応する必要がある。
- ・双葉地方町村会が主体となって、これからの課題、県への意見要望、県の支援策の説明などの共有の場を設定していただく。
- ・今週末に第1回目の実務担当者の連絡調整会議を開催し、この会議を活用して役場機能の回復に向けきめ細かく対応していきたい。

(7) 農産物の出荷規制の解除の考え方について

農林水産部長：資料なし

- ・本日、官房長官が農産物の出荷規制の発動解除の考え方について記者会見を行った。
- ・対象区域について、市町村単位など県を分割した区域設定を可能としたいとしている。
- ・約1週間ごとに検査を行い、3回連続で暫定規制値を下回った品目について

2011-04-04 21:19 FROM ボウサイフアサ ケンチュウ2

TO トウセイシツ サマ

P.04

て解除を実施していくとしている。

- ・残念ながら露地とハウスとの区別については困難とのこと。
- ・今後、具体的内容を精査し、できるだけ早く解除できるように取り組んでいきたい。

(8) 各県からの支援について

病院局長：資料なし

- ・明日から岡山県からの14名が会津美里町において、避難所の炊き出しの支援をしていただく。4か所で実施予定。

(9) 知事より

知 事：

- ・次々に新たな局面、新たな難問がどんどん入ってくる。
- ・役場の行政機能が回復することが極めて大切であり、役場職員と一体となって一日も早く回復するようしっかりとお願いする。

2011-04-04 21:21 FROM ホウライフジマ ケンチュー2

TO トウセイツ ママ

P.13

文部科学大臣

高木 義明 殿

平成23年4月4日
福島県教育委員会

緊 急 要 望 書

平成23年東北地方太平洋沖地震による極めて困難な状況下においても、適切な教育環境を確保するとともに、速やかな災害復旧を行うため、3月17日付で緊急要望書を提出したところですが、各学校における新学期の開始が目前に迫っていることや、未だ終息の目処が立たない原子力発電所事故の状況等を踏まえ、以下の点について新たに要望します。

記

1. 長期に及ぶ避難先における教育の確保

(1) 避難児童生徒を受け入れる学校への経済的支援について

避難している児童生徒の就学にあたり、各学校において新学期から必要となる様々な準備品について、その全額を特別交付金により措置するなど、手厚い財政支援を要望します。

(2) 避難児童生徒の通学手段の確保について

避難児童生徒については、今後も避難先が度々変わっていくことが予想されるとともに、避難所から遠距離の学校に通わざるを得ない状況が生じています。このため、児童生徒の通学手段を確保するため、スクールバス等の借り上げ、運転手の人件費、燃料費等に対する手厚い財政支援を要望します。

(3) 全日制課程における通信の方法を用いた教育の実施の柔軟化

本県においては、原子力発電所事故による避難指示区域等に立地する全日制県立高等学校の生徒に教育機会を確保する手段の一つとして、通信の方法を用いた教育による単位認定制度を活用することを検討しています。このため、不登校生徒のみならず、震災による避難等で物理的に登校できない生徒に対しても、通信の方法を用いた教育が可能となるよう、学校教育法施行規則第86条の改正を要望します。

2. 学校給食の実施に向けた支援

(1) 学校給食施設の復旧について

学校給食施設、設備等の損壊復旧に対する迅速かつ手厚い財政支援を要望します。

(2) 学校給食用食材の確保について

本県では、学校給食用食材の地産地消に努めてきたところですが、放射性物質の影響による県産農産物の出荷制限、風評被害、交通網の遮断等による影響により食材確保が困難な状況にあることから、学校給食食材の確保及び流通の促進、価格高騰に対する財政支援等を要望します。

3. 福島第一原子力発電所事故に伴う影響への対応

(1) 学校教育活動にあたっての放射線の基準等の明示について

新学期を目前に控え、保護者や教職員から、放射線が幼児児童生徒の健康に与える影響に対する不安が増大しております。このため、学校教育活動にあたっての放射線の基準等について、国において明確かつ具体的に示すことを要望しているところですが、このことについて早期に回答を頂けるよう、重ねて要望します。

(2) 放射線と健康に関する教育及び広報の実施について

本県では、放射線と健康に関する正しい知識を県民に提供するためのアドバイザーを委嘱しているところですが、我が国の児童生徒及び国民全般が放射線と健康に対する正しい知識を身につけることができるよう、学習指導要領に位置づけることも含め、国による積極的な教育及び広報を要望します。

